令和５年度石橋地区消防組合消防職員（地方公務員）募集要項

１　採用予定職種及び人員

区　　分	職　　種	採用予定人員
高等学校卒業程度	消防吏員（地方公務員）	３名程度

２　受験資格

年　　齢	平成１１年４月２日～平成１８年４月１日までに生まれた方

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

（１）　日本の国籍を有しない方

（２）　地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当する方

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ　石橋地区消防組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方

ウ　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

３　試験の日時・会場及び合格発表

区　分	日　　時	場　　所	合　格　発　表
第１次試験	令和５年９月１７日（日） 受付　午前８時３０分から 試験　午前９時３０分から １１時３０分	白鷗大学 本キャンパス	令和５年１０月上旬 〇掲示 ・消防本部玄関前 ・ホームページ 〇郵送（合格者のみ）
第２次試験	日時・場所等については、第１次試験の合格者に通知		令和５年１１月上旬 郵送による通知

４　試験の方法及び内容

試　験	種　目	内　　容
第１次試験	教養試験	公務員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験
第２次試験	適性検査	消防職員として適した資質があるかをみるための検査
	体力試験	消防職員として職務遂行上、必要とする体力測定（腹筋、腕立て伏せ、懸垂、反復横とび　など）
	面接試験	主として人柄、性格をみるための面接（個人）
	集団討論	主として人柄、性格及び社会性をみるための集団討論
	論文試験	消防職員として職務遂行に必要な判断力、論理性、表現力をみるための記述試験 試験時間　３０分・４００字程度

※試験内容、日時等が変更となる場合がありますのでご了承ください。変更があった場合は随時 HP にてお知らせします。

5　受験手続き

（1）採用試験申込書請求方法

○　インターネット

下記アドレスより申込書等をダウンロードしてください。

http://www.119-ifd.or.jp/

（2）申込方法

○　提出書類

・採用試験申込書（当消防本部指定 A3 サイズ 1 枚または A4 サイズ 2 枚に印刷してください。2 枚に分割した時は、左上で綴じてください。）

・最終学歴の卒業（見込）証明書又は在学証明書　１通

・受験票（採用試験申込書に貼付した写真と同一のものを、受験票様式の所定の位置に貼付して提出してください）

・受験票は後日郵送しますので、郵便番号・住所・氏名を記入し 84 円切手 1 枚を貼付した受験票返信用封筒（長形３型）を必ず同封してください。

○　提出方法

消防本部総務課へ郵送してください。

○　申込期間

令和５年７月３日（月）から同年８月４日（金）

郵送による受付けは、令和５年８月４日（金）消印有効

○　書類送付先

〒３２９－０５１２

栃木県下野市下石橋２４６番地１　石橋地区消防組合消防本部総務課

○　受験票の交付

受験票は令和５年８月１８日（金）までに発送予定です。令和５年９月１日（金）までに届かない場合は、速やかに消防本部総務課まで連絡をしてください。

6　合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿に登載され、原則、令和６年４月１日付けで採用となります。

補欠合格者は、合格者に欠員が生じた場合に限り採用候補者名簿（令和６年３月末日まで有効）に登載されます。

７　試験の実施状況

令和２年度			令和３年度			令和４年度		
受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
６０	１１	５．５	４４	８	５．５	２５	４	６．２

８　給　与

現行職員の給与に関する条例等に基づく初任給基準は次のとおりです。

試験区分	初任給	昇給	賞　与	諸手当
大　学　卒	２１２，０００円	年１回	期末手当 勤勉手当 (年２回支給)	扶養手当・地域手当 特殊勤務手当･休日勤務手当 住居手当・通勤手当　など
短　大　卒	１９５，１００円			
高　校　卒	１８１，１００円			

９　試験結果の開示

試験結果については、開示請求することができます。開示方法は口頭となります。

開示請求する場合には、受験者本人であることを確認するため、顔写真入り身分証明書（運転免許証、旅券、学生証等）をご提示ください。

なお、試験結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

試　験	開示できる人	開示する内容	開示の期間及び場所
第１次試験	不合格者	合計得点及び総合順位	合格発表から１ヶ月間 消防本部総務課
第２次試験			

１０　その他

居住地や出身地に関係なく受験することができます。(居住地や出身地によって有利、又は不利になることはありません。)

ただし、採用後は、居住地を石橋地区消防組合管轄区域内の下野市、壬生町、上三川町、又はその近郊に定めるよう努めなければなりません。

１１　採用試験申込書等請求・問い合わせ等

栃木県下野市下石橋２４６番地１　石橋地区消防組合消防本部総務課

☎０２８５（５３）０５０９

石橋地区消防組合は、栃木県の下野市、壬生町、上三川町の１市２町で構成され、１消防本部３消防署体制で消防業務を行っています。火災や災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、日夜消防業務を担っています。

「安全で安心して暮らせるまちづくり」に職員が一丸となって取り組んでいます。あなたの力を、石橋地区消防組合管轄区域の下野市、壬生町、上三川町の未来に生かしてみませんか。皆様のお申込をお待ちしています！